

新潟・新発田ブロック社員技術交流のための兼務発令について

1 趣旨

金融渉外機能における「保険」、「提携金融サービス商品」及び「ゆうちょ（投資信託を含む。）」の営業推進に必要な社員のスキル向上等を目的とした技術交流を行うため、渉外社員のうち、高度な営業スキルを有する社員をブロック内の局に兼務発令を行う。

2 兼務発令社員

添付のとおり

3 兼務発令日等

2019年4月26日（金）内命、2019年5月7日（火）発令
兼務発令期間は、2020年3月31日（火）までとする。

4 その他

- (1) 技術交流の実施方法は、兼務先局の社員と同行募集を行う実践形式とする。
- (2) 兼務先局での勤務の頻度は、月1～2日程度とする。
- (3) 技術交流の実施社員が兼務先の局で同行募集を行い実績があった場合は、兼務先の局の実績とする。

また、個人実績は、募集を行った社員2名で按分する。